

## 公募見積合せ公告

次のとおり公募見積合せを行います。

### 1 業務内容

- (1) 件名 公益財団法人愛知県労働協会事業課職業適性相談グループの労働者派遣業務
- (2) 履行場所 公益財団法人愛知県労働協会事業課職業適性相談グループ
- (3) 業務内容 別紙1仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和3年12月6日から令和4年3月31日まで

### 2 公募見積合せ参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県が発注する役務の提供等に係る指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

### 3 見積合せの方法

- (1) 見積金額（時間単価で見積もること。）  
見積書(別紙2を用いること)には、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。また見積金額は通勤費相当額を含んだ時間単価であること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とする。
- (2) 見積合せには、見積参加者の立ち合いを求めない。見積合せは、予算執行者が見積書提出期限後速やかに行う。
- (3) 予定価格の制限の範囲内となる価格の見積りがないときは、直ちに再度見積書を徴するものとする。

### 4 採用する見積書

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該見積書の徴取事務に関係のない職員に、当該見積者に代わってくじを引かせる

ものとする。

5 見積書提出期限

令和3年12月1日（水）午後5時

6 見積書提出先および提出場所

(1) 提出先

公益財団法人愛知県労働協会理事長

(2) 提出場所

公益財団法人愛知県労働協会事務局総務課総務グループ

7 その他

見積書は、持参又は郵送により提出すること。

(連絡先)

公益財団法人愛知県労働協会  
総務課総務グループ 早川  
電話 052-485-7151

## 公益財団法人愛知県労働協会事業課職業適性相談グループの労働者派遣業務仕様書

区分	項目	内容
派遣先	法人名・部署名	公益財団法人愛知県労働協会 事業課職業適性相談グループ
	所在地	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち 17F
	責任者	理事長 永井 勇一
	指揮命令者	公益財団法人愛知県労働協会 事業課長 栗田 裕二 (052-485-7156)
	苦情申入先	公益財団法人愛知県労働協会 事務局次長兼総務課長 中島 正尊 (052-485-7151)
業務内容	業務内容	一般職業適性検査の処理業務 電算機の立上げ及び終了操作 検査の受付事務 検査の採点事務 パソコンでのデータ入力操作 領収書・請求書の作成 検査結果発送 その他業務 電話対応 簡易な経理事務（パソコンでの会計伝票作成等） 郵便物集配 利用者アンケートに関すること（集計等）
	個人情報や機密情報に関する取扱いの有無	あり
	活用予定期間	令和3年12月6日～令和4年3月31日
	派遣人員	1名
勤務条件	勤務日	令和3年12月6日～令和4年3月31日 (休日:国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日) (週休日:原則として毎週土・日曜日。ただし、土曜日に勤務日を割り振る場合は、別の日に週休日を振り替える。)
	勤務時間	(原則) 9時15分から18時00分までとする。 ただし、12時00分から14時00分までの間に1時間の休憩とする。昼当番〔電話および来客対応〕有
	時間外勤務	1日2時間／週6時間／月24時間の範囲内で命じることがある。

## 見 積 書

令和 年 月 日

公益財団法人愛知県労働協会  
理事長 永井 勇一 殿住所  
称号又は名称  
代表者職氏名

印

下記の価格をもって見積いたします。

## 記

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額									

ただし、消費税及び地方消費税抜きの時間単価額

時間外派遣料金：時間単価 × % (加算率)

件名：公益財団法人愛知県労働協会職業適性相談グループの労働者派遣業務

- 備考：1 金額は算用数字を用い頭に¥の文字を記入すること。  
2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。  
3 上記見積金額は通勤費相当額を含んだ時間単価であること。

## 労働者派遣に関する基本契約書(案)

公益財団法人 愛知県労働協会（以下甲という）と（以下乙という）は、乙の甲に対する労働者派遣に関する契約を次の通り締結する。

## 第1条（目的）

本契約は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下労働者派遣法という）に基づき、乙の雇用する労働者（以下派遣労働者という）を甲に派遣して、甲の指揮命令に従って甲の業務に従事させるための基本となる事項を定める。

## 第2条（業務の内容、派遣期間、人数および氏名）

- 1 派遣労働者が甲において従事する業務の内容、指揮命令者、派遣元責任者、派遣先責任者、派遣期間、および派遣労働者の人数は、「派遣に関する個別契約書」（以下個別契約という）において定める。
- 2 乙は、個別契約締結後、遅滞なく当該契約に基づき派遣する労働者の氏名等を、甲に書面にて通知する。

## 第3条（就業場所、就業日、就業時間、その他の就業条件）

- 1 派遣労働者の就業場所、就業日、就業時間、休憩時間およびその他の就業条件は、個別契約において定める。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、就業日、就業時間および休憩時間を変更することができる。この場合、甲は乙に対し前日までに変更の内容を通知するものとする。
- 3 甲は、甲の業務上の都合により労働基準法の認める範囲内もしくは乙に36協定がある場合はその36協定の範囲内において、派遣労働者に対し前2項で定められもしくは変更された就業日および就業時間外に就業を命ずることができる。その場合の休憩時間は、個別契約におけるその他の就業条件として特定されるものとする。

## 第4条（派遣料）

派遣料は、派遣労働者の甲における就業実績（時間）に個別契約で定められた派遣労働者の時間単価を乗じた金額とする。ただし、就業時間計算単位は5分単位で計算し、端数は切り捨てとする。

## 第5条（検査確認、支払）

- 1 乙は、毎月末日で締め、当月分の派遣労働者の勤務表および前条の派遣料の請求書を、締切日もしくは個別契約に定められる派遣就業の終了日後、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の勤務表および請求書の受領後速やかにこれを検査確認し、当該勤務表および請求書の内容に異議がある場合は遅滞なく乙に通知するものとする。
- 3 甲は前項に従い検査確認された請求書に従い、翌月末日までに派遣料を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料については甲の負担とする。

## 第6条（社内秩序の維持）

- 1 乙は、派遣労働者をして甲の諸規定を遵守せしめ、甲の事業場の秩序を維持させなければならない。
- 2 派遣労働者が甲の諸規定に違反して甲の秩序を乱した場合は、乙は当該派遣労働者と連帯して責任を負うものとする。

#### 第7条（安全および衛生）

甲および乙は、派遣労働者の安全および衛生について、労働者派遣法の他、安全衛生に関連する法規、行政通達を遵守し、かつ乙は派遣労働者に甲の安全衛生サービス規程を遵守させなければならない。

#### 第8条（福利、厚生等）

甲は、派遣労働者による甲の福利、厚生施設の利用、貸与品等の使用、管理等について、甲の従業員に準じて取り扱うものとする。

#### 第9条（派遣労働者の年次休暇等）

- 1 乙は、派遣労働者に年次有給休暇の取得等により不就業が予定される時は速やかに甲に通知しなければならない。但し、甲が不就業を承認している時はこの限りではない。
- 2 前項に従う派遣労働者の不就業が甲の業務に重大な支障をきたすと甲が判断したときは、甲の指示に従い、乙は、代替労働者を派遣する等の措置を講じ甲の業務遂行に協力しなければならない。

#### 第10条（苦情処理）

甲または乙が派遣労働者より苦情の申し出を受けたとき、個別契約に定める派遣先責任者および派遣元責任者がこれを取り扱うとともに、相手方に速やかに通知のうえ、当該苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### 第11条（機密保持）

本契約の期間中または終了もしくは解除後において、乙は、甲の書面による同意を得ないで、本契約履行中に知り得た甲の技術上および業務上の一切の機密を第三者に開示してはならず、また、派遣労働者をもって第三者に開示させてはならない。

#### 第12条（契約の解除）

- 1 甲または乙が次の各号の一に該当する場合、相手方は何等の催告を要せず直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除できる。
  - (1) 本契約または個別契約に定める条項に違反し、もしくは不正または不法の行為をしたとき
  - (2) 故意または重大な過失により相手方に重大な損害を与えたとき
  - (3) 第三者から強制執行、民事再生、会社更生、整理、破産の申し立てを受け、もしくは租税滞納処分を受け、または自ら破産、民事再生、会社更生手続の開始を申し立てたとき
  - (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡となったとき
  - (5) 前各号に類する事態が発生し、契約履行の見込みがないと認められたとき
- 2 本契約の期間中に本契約を終了させる必要が生じた場合、甲または乙は少なくとも1カ月の猶予期間をもって書面により相手方に通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 派遣労働者の責に帰すべき事由によらずして甲が個別契約を解除しようとする場合であって、乙より甲に対し契約解除にかかる派遣労働者の就業機会確保に関する申し入れがなされたとき、甲および乙は、誠意をもって協議のうえ、その解決にあたるものとする。

#### 第13条（損害賠償）

甲または乙は、次の各号の一に該当し相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 本契約または個別契約に定める条項に違反したとき

- (2) 乙および派遣労働者が故意または重大な過失により、甲の業務運営に著しい支障をきたしたとき
- (3) 乙および派遣労働者が甲の指定する事業場、または器材等を正当な理由なく損壊したとき
- (4) 上記(1)(2)(3)において、甲及び乙の損害賠償額は、第 16 条に基づき社会通念上相当の範囲とする。

#### 第 14 条（不可抗力による免責）

- 1 天災地変その他不可抗力若しくは甲の労働者による争議行為等は、乙の責に帰すことのできない事由でスタッフによる派遣就業が困難になった場合は、乙はその債務履行責任を負わない。
- 2 前項に事由により派遣就業が困難になった場合には、甲及び乙は協議の上その対応措置を講ずるものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由によりスタッフによる派遣就業が困難となった場合には、乙は甲に対し、当該事由によるスタッフの不就業期間中の派遣料金を請求することができる。

#### 第 15 条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

#### 第 16 条（協議）

本契約および個別契約に定めのない事項または約定条項の解釈に疑義が生じたとき、甲および乙は、その都度誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

#### 第 17 条（管轄裁判所）

本契約または個別契約より生ずる甲乙間の紛争については、名古屋地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 3 年 1 2 月 6 日

甲 名古屋市中村区名駅四丁目 4-38  
公益財団法人 愛知県労働協会  
理事長 永井 勇一

乙